

第3回 中間市水道事業あり方検討委員会 議事録要旨

開催日時 令和2年8月31日(月) 16時30分～18時30分

開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室

出席者(委員) 行事和美、近藤春生、松木孝史、美谷薫、武藤淳

(中間市) 環境上下水道部長、上水道課長、上水道課長補佐

上水道課管理係長、上水道課施設係長、上水道課事務担当、
㈱松尾設計

(事務局)

第3回中間市水道事業あり方検討委員会を開催します。

本日はご多忙のところ、みなさま第3回中間市水道事業あり方検討委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、最初に本日の資料の確認をします。お手元にお配りした資料をご確認ください。まずA4用紙の「開会次第」、「委員名簿」、「前回からの継続質問内容、内容訂正について」、「中間市水道事業検討委員会追加認定開催日」。A4用紙綴りの「中間市水道事業水道利用者アンケート結果」。つづきましてA3用紙の綴り、「単独経営 各ケースの総合比較」、「統合前提 各ケースの総合比較」になります。みなさまお手元に資料はお揃いでしょうか。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

では議事に移ります。委員長、議事の進行をよろしく申し上げます。

(委員長)

早速ですが議事を進めさせていただきます。まずは1点目、前回からの継続質問内容の確認、説明、訂正です。こちらについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局より前回の補足説明と訂正という形でご説明させていただきます。先ほどお配りした資料で「前回からの継続質問内容、内容訂正について」と書かれた資料です。

内容訂正については

・ケース3及びケース4の統合形態について

ケース3・ケース4の統合形態について訂正します。これまでケース3・ケース4の統合形態について事業統合という文言で考察を進めてまいりました。この「事業統合」という文言を「経営統合」に改めさせていただきたいと思っております。といいますのは、この後の「前回からの継続質問内容」にも関わってきますが、当初予定通りに事業統合を行うと「起債の繰り上げ償還をしなければならない」という問題があります。

そうしますとケース3、ケース4での分析が著しく困難になることが予想されるためです。

次に、前回からの継続質問内容としては

- ・統合時には起債残高の取り扱いはどうなるのか。
- ・統合時に水道料金に格差があることは問題なのではないか。

というご質問でした。

まず事業統合した時の起債の償還について、委員から「(注：事業統合した場合)借りている対象物が中間市の所有物として存在していない以上、このまま借り続けるというのは難しいのではないか」というご指摘がありました。

このご指摘について福岡財務支局融資課、地方公共団体金融機構融資部の各担当者から以下の回答がありました。

- ・福岡財務支局の担当者からは

「起債の資産が補助金の交付を受けているものは補助金の返還要件になれば繰り上げ償還の対象になります。事業統合を行った場合、処分行為の手続きは必要ですが繰り上げ償還は不要」という回答をいただきました。「浄水場の解体有無は繰り上げ償還の考慮対象にはならない。浄水場の敷地を他の用途で使用する場合は公から公ならば繰り上げ償還は不要」とのことです。ただし「資産売却を行った場合は繰り上げ償還の対象になる」という回答でした。「仮に経営統合を行った場合、処分行為の手続きは必要ですが、繰り上げ償還は不要」という回答をいただきました。

- ・地方公共団体金融機構担当者からは

「事業統合を行った場合、(注：中間市に)水道事業体がないため繰り上げ償還になる可能性がある」とのことです。その理由は、融資の当初目的である「中間市水道事業体が給水する」という目的がなくなるためです。ただし市町村合併で水道事業体も統合した場合、繰り上げ償還とならなかった場合もあります。また、「経営統合を行った場合は、繰り上げ償還の対象とならない」との回答もいただきました。

これをまとめると、「経営統合の場合は繰り上げ償還の対象にはならない」、「事業統合の場合は見解が少し分かれているが、繰り上げ償還の対象になる場合がある」ということです。

次に水道料金の格差は、事業統合という形であれば水道料金に格差をつけることは難しいと思われます。しかし「経営統合という形態をとるとするならば、水道料金に格差をつける方法も残されているのではないか」と思われます。ここでいう経営統合とは「国からの事業認可は残りますが、経営は他の事業体に一体化する」というものです。経営主体が一つになることで、施設整備水準の平均化や管理体制の強化、サービスの利便性の拡大などが期待されます。先行自治体では水道事業に関する条例等を改正し対応しています。ただ経営統合という事例は非常に少なく、最終的に事業統合へと進む経過プロセスと位置づけられています。前回からのご質問内容の訂正と継続

質問内容に対する回答は以上です。

次に資料 A3 の綴り、「単独経営 各ケースの総合比較」の説明です。

前回「いくつかあるケースの2つを比較検討して評価を行い、その後に残りのケースと比較検討して議論を進めてはどうでしょうか」というご意見がありました。そこで（注：想定している事業の方向性が）似ているケース1・ケース2の比較を記しました。

2 ページ目に「経年管布設率の低下改善について」という欄があります。一番上の表に「令和元年度末時点の管路の更新率」を記しています。1) から4) の右側に単年度管路更新率 1.39%とあり、これは現在の単年度での更新率です。単年度の工事費は4億円弱です。各1) から4) の左側が、工事の概要（注：更新距離、更新率、工事金額、残存管状況）になります。

赤枠の3) は年間約（削除）円かけて更新率を1.55%に上げるというものです。1.55%の更新率に上げた場合、基幹管路の耐震化率は20年後にはほぼ100%になります。基幹管路とは口径150mm以上の管路です。それ以外の100mm以下の管路だけが老朽管として20年後に残っている状態になります。この3) の更新率でケース1の財政シミュレーションを再計算したものが、3 ページのケース1-2 です。次の4 ページは同じように更新率を1.55%にした場合のケース2の財政シミュレーションでケース2-2 になります。この様にケース1を「ケース1-2」とケース2を「ケース2-2」と変更させていただきます。そうすると20年後は基幹管路の耐震化はほぼ100%となり、後に他都市との事業統合を検討する場合においても、耐震化率に関しては遜色ない状態になっています。

1 ページに戻りますが、表の左側「安定した水の供給」、「安全でおいしい水の供給」、「災害に強い水道」これらは安全性に着目した項目です。それから「親しみやすい水道事業」「給水サービスの向上」は住民にとっての水道料金の項目です。

「安定した水の供給」（注：経年化施設率の低下）については、浄水場を両方（注：ケース1-2 とケース2-2 共に）とも改築するために「改善される」と記しています。備考欄にこれに対する分析も記しています。

（注：ケース1-2・ケース2-2 の各項目に）基本的には「（注：物理的・財政的に）絶対できないもの」はありません。ただし「親しみやすい水道事業」はどちらも赤字になっています。これは、水道料金の値上げに関するもので「不可能ではないが、多大な努力の継続が必要である」ということで、赤字で記しました。「当面必要となる施設整備費」とは「浄水場を改築する事業費」と「受水に向けた整備事業費」の2項目で記しています。ただし、「浄水場を改築する事業費」は令和4年から令和13年度の間の費用です。ケース1-2 を見ますと浄水場関連で（削除）円ほどかかります。「受水に向けた整備事業費」はケース1-2 に関して受水はありませんので「0円」としています。ケース2-2 は令和4年から令和13年で、「浄水場を改築する事業費」は（削除）円、これはケ

ケース 1-2 に比べると浄水場規模が小さいのでより安い金額になっています。ただ、ケース 2-2 は受水するための設備事業費（注：配水管整備等）が発生します。受水するための設備事業費が（削除）円くらいかかるのではないかと試算し「受水に向けた整備」の項目に記しています。

ただ、この金額だけを比較しますとケース 2-2 の方が有利のように見えます。ケース 1-2 は（削除）円、ケース 2-2 は（削除）円ですが、これはあくまでも令和 4 年から令和 13 年度の合計であり、ケース 1-2 は令和 13 年度末で整備が一段落しています。今後の支払いという観点でみると、建て替えた浄水場の減価償却だけだと考えます。一方ケース 2-2 は、建て替えた浄水場の減価償却はありますが、プラスで受水費（注：建て替えた浄水場の減価償却費＋受水費）を払い続けなければなりません。しかも受水費は自治体 A から購入するもので、中間市で受水費の決定はできません。自治体 A の水道料金が上がれば受水単価も上がるはずですので、（注：ケース 2-2 は）マイナス面に流動的な面もあります。おそらく令和 13 年度まではケース 2-2 の方が金額的に有利に見えますが、年度を重ねていくと、「いつか逆転する」と思われます。ケース 1-2 は減価償却のみ、ケース 2-2 は減価償却と受水費用の支払いを続けなければなりません。

その下に、水道水を 1 ヶ月に 20 m³使用する平均的な家庭の水道料金を記しています。ケース 1-2 の場合は令和元年では 2,260 円、令和 3 年は（削除）円、令和 40 年は（削除）円となります。

ケース 2-2 では最初は同じですが、令和 40 年で 1 ヶ月水道料金が（削除）円となり、ケース 1-2 の方が少し有利ではないかと思われます。

その下に、平成 29 年度末での福岡県全体の 20 m³あたりの水道料金を記しました。平成 29 年度末の平均水道料金は 3,722 円となっています。

一番下の市民アンケート結果からの要望項目は、本日の配布資料「中間市水道事業水道利用者アンケート集計結果」から抽出したデータです。

資料の 5 ページ目には（注：ケース 1-2・ケース 2-2 の）1 ヶ月あたりの水道料金を 2040 年度までそのまま横並びに記しています。今回見ていただくのは供給単価欄の横（注：6 ページ）の表示です。6 ページ右端に住民負担額と記しています。前回委員会時に「何か全体的な指標があれば」と委員の方からご指摘がありましたので、「金額の数値の甲乙をつけられるものがあれば」ということで試算したものです。これは 40 年間で全住民が支払う総支払水道料金（注：想定される 40 年間の中間市水道事業の総給水収益）です。

ケース 1-2 の方が（削除）円、ケース 2-2 の方が（削除）円。住民が支払う総額ではケース 1-2 の方が低くなっています。

7 ページ目に「EY 新日本有限責任監査法人 水の安全保障戦略機構事務局」という機関が全国の市町村の人口推移などから予想した 2040 年の水道料金を記しています。中間市もここに記していますが、令和 2 年度現在 20 m³当り 2,260 円で、これが 2040 年に

は2,757円になると予測されています。

(途中全体削除)

今回事務局の方で試算した結果は、現在の2,260円が(削除)円になるという予測です。前述の予測結果は2,757円となっていますが、(削除)円とは簡単には比べられないと思います。実際には(削除)円より高く予測されている市町村もあるので、2040年度時に水道料金がずば抜けて高いわけではありません。「ケース1とケース2を比較してはどうでしょうか」ということでしたので、この資料を参考までに付けています。事務局からのご説明はこれで終わります。

(委員)

ありがとうございました。この後のケース3・ケース4も含めて、「議論の前提となるような数字は分かりやすく作っていただいた」という印象を受けました。確認ですが、先ほど事業統合と経営統合との話で、経営統合とは形式的に存続するということですか。その場合には繰り上げ償還等が発生しない可能性が高いという説明がありましたが、経営統合というのは事業としては形式的な事務処理を残すということによろしいですか。

(事務局)

はい、その通りです。国の認可は中間市に残るが、経営そのものは他都市が行い、経営する他都市が「水道料金を決定する」形態です。「経営統合をなぜ事業統合の前段階で行うのか」というと起債の償還はもちろんのことですが、「料金の格差を設けることができる可能性がある(注:料金格差の差額で企業債を償還する)」ということで経営統合を設定しています。

(委員)

苦肉の策という印象もありますね。一定の経過措置的なものはかなり残される可能性はある、ということですね。単独経営で行くのかどうか検討する目的から、『「単独経営を行えるのかどうか」ということから論点として検討したほうが良いのではないかと』との意見があり、今のケース1-2、ケース2-2の説明だったと思います。

基本的には理論的な話ですが、「一般には住民に身近な行政サービスというのは住民に身近な機関で供給するのが望ましい」というのが論点としてあり、それが難しい場合に衛生・消防などの分野が多いですが広域の形態に移行する。あるいはそういう形で供給するという事例が多いように思います。よって、「まず単独経営が可能かどうか確認をしていたほうが良いのではないかと」ということで今回こういう形で説明をいただきました。

お話を聞く限りでは、この数字で「単独経営が可能であると思われる」という印象がありますが、当然この他に「職員の技術水準をどう確保するか」などの問題がついてく

るのだと思います。

(委員)

単独経営とそれ以外のケースで、トータルとしてのケースごとの比較ができるような数字を作っていただき議論の土台として非常に分かり易くなったと思います。

基本的なことで恐縮ですが、2 ページ目の経年管布設率の低下改善についてと書いてありますが、1) ～ 4)の不等号が書いてある右側は現状ということによろしいですか。

それぞれのケースがどういった意味をもっているのか、もう少し分かり易く説明してください。

もう一点、二番目のケースで基幹管路の耐震化率は100%になるということは、現状では100%になっていないということですか。すでに資料に出ているのかもしれませんが現状の基幹管路の耐震化率は何%なのか教えていただきたい。

(委員)

2 ページ目の資料の1.39%や不等号が書いてある意味と、現状の基幹管路の耐震化率ですね。基本的に、今の4つのパターンは「最終的にどのくらいの分量の事業をするか」ということと「(注：更新する配水管の)振り分け方をどうするのか」というパターン分けだと思うのですが。

(事務局)

2 ページ目に導水管とか送水管という書き方をしていますが、管径φ150mm以上の配水管をまとめて基幹管路としています。令和元年度末現在、基幹管路の耐震化率は14～15%しか達成できていません。令和元年度の単年度実績は、「単年度管路更新率」で1.39%です。

配水管路の延長は322kmです。そのうち、すでに法定耐用年数を超えた管路が87km存在します。当初のケース1・ケース2では既存の更新ペース(注：令和元年度管路更新率1.39%)での推定値でしたが、この更新率ではかなり管路の老朽化が進行します。

「中間市水道事業として健全な管路更新率の更新値で事業費を計上したほうが良い」ということで策定した管路更新パターンが1)から4)になります。

1)の説明です。理想的には老朽管がない状態が望ましいのですが、すべてを仮に20年間で更新すると単年度に(注：単年度管路更新率を)3.39%まで引き上げなければ20年間で老朽管をなくすことはできず、単年度に(削除)円くらいの費用が必要です。これは水道料金にかなり跳ね返ります。

2)の説明です。基幹管路だけを20年かけて全て更新するパターンです。単年度基幹管路更新率は1.36%です。ただ口径の大きな配水管だけを更新するためメートル当たりの費用はかなりかかります。単年度更新費は現実的に可能な額ですが、老朽管の残管

率が今よりかなり悪化することになります。

3)の説明です。このパターンは現実的に支出できる工事費の範囲内で単年度更新延長を5kmと試算した場合、単年度基幹管路更新率は1.55%となり、単年度工事費用を(削除)円程かけると20年間で基幹管路耐震化率を100%にできます。配水支管の老朽管残存率は36%まで悪化しますが、配水支管は口径が小さいため水道事業全体から見ると、仮に漏水等があっても被害を小さくとどめ、対応が困難な状態は防げるということで設定しました。「4つのパターンの中では一番現実的で妥当ではないか」ということで、3)をベースに工事費を再入力したものが、今回のケース1-2・ケース2-2です。

(委員)

老朽管の法定耐用年数はすでに超過している、ということですか。技術的なことになるとは思います。法定耐用年数は過ぎていても問題ないのでしょうか。理屈から考えると法定耐用年数は何年か存じませんが、例えば40年だったら、40年間で更新できるように後押しするのが普通だと思うのですが、これだけ残っているというのは驚くべきことです。老朽管が残っているとして「20年間で更新する」、というその20年間というのはどういう根拠があるのですか。それとも「とりあえずの目安として頑張る20年」なのか、教えてください。

(事務局)

老朽管の法定耐用年数については、中間市水道事業で一番布設の多いダクタイル鋳鉄管の耐用年数は40年間です。通常であれば「40年を経過し41年目になる時点で配水管の更新を行えば老朽管は発生しない」ということですが、高度経済成長から昭和50年代に急速な街の発展により、単年度にかなり長い延長を布設しました。その時期に布設された老朽管の更新が「現在の更新費用ではまかなえない」ということから老朽管の残存がでてきています。

20年間という数字の根拠ですが、(注：水道事業の大規模改修更新)更新のサイクルで今回の基本40年の中で、目安という期間を10年や20年で区切る場合、「10年で区切るとあまりにも短期的に集中しすぎる」ため、現実的な目安というところで20年という設定をしています。

補足ですが、他自治体でも法定耐用年数を超えている配水管はあります。基本的には法定耐用年数は価値に対する数値です。ダクタイル鋳鉄管も含めて40年という数字が一括りになっていますが、40年で配水管が使えなくなるというわけではありません。

(委員)

配水管は地中に埋まっているため、土の性質などで20から30年で脆くなることもあれば、条件が良ければより長期間使用に耐えるのでしょうか。40年というのは減価償却

の目安として使われることが多いと思います。配水管の状況は漏水調査等で、ある程度把握されているのですか。

(事務局)

すべて細かくは網羅していませんが、「どこにどのくらいの古い管が残っている」、先ほど発言があったような「土質の悪い地域」は把握しています。

(委員)

冒頭の事業統合や経営統合についてです。「中間市水道事業は存続した上で、事業の執行そのものを他都市にお願いする」というものが経営統合という理解でよろしいですか。

(事務局)

はい、その通りです。

(委員)

その場合、中間市水道事業会計というのは残っているという理解でよろしいですか。そうするとケース1・ケース2というのは単独で事業を経営するというイメージで作られているものですね。

(事務局)

その通りです。

(委員)

経営統合するプランはケース3・ケース4ですか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

ケース3・ケース4の場合はいろいろな解釈があるかもしれませんが、起債残高を中間市水道事業会計が保持したまま会計が進むということですか。

(事務局)

その通りです。当初(注：第2回委員会時まで)は事業統合という文言で記載していたため「ケース3・ケース4では事業統合で中間市水道事業はなくなった時点で起債は

どのように償還するのか」という問題があり、事業統合前に経営統合という形で改めさせていただきます。経営統合であればケース 3・ケース 4 を選択しても「起債の繰り上げ償還は直ちに必要ない」と判断しています。

(委員)

ケース 3・ケース 4 は経営統合で「配水管を更新する」、「浄水場内を改修するなどの判断は他都市の技術的な判断」ということになるということですね。何が変わるのかよく分からないのですが、そうするとケース 3・ケース 4 の場合は「形式的な事業体は残るが経営は全部他都市に任せる」、ケース 1・ケース 2 の場合は「中間市で水道事業を運営し他都市は全く入れない」ということですか。

(委員)

ケース 1-2・ケース 2-2 の場合は「単独で中間市がそのまま事業を運営していくという案」、ケース 3・ケース 4 は「今までと変わり統合の形態が二段階（注：経営統合後に事業統合する）になる」ということですね。まずは当面、統合に向けた準備をして事業の運営自体はどういう形になるのか、イメージ的には包括委託みたいな感じですね。統合相手に経営を預けつつも、「残った借金を返すための事業体を残し、企業債の償還がある程度目途が立った時点で事業自体も廃止して全部を統合する」という二段階の統合プロセスを考えた。起債残高の取り扱いがネックになりそうなので、このようなケースを想定したということですか。

(事務局)

その通りです。ケース 2-2 は自治体 A から受水をうけ、浄水場をスリムにしながら改築して最終的には受水をやめて単独で経営するというものです。

(委員)

ケース 3・ケース 4 の場合、起債を「0 円」に近づける、もしくは「0 円」にするための経過的なものだということであれば、その起債はおおむね何年くらいで償還できますか。

(事務局)

中間市水道事業を継続するものを「単独経営 各ケースの総合比較」でケース 1-2・ケース 2-2 の比較を行い、事業統合を目指すものを「統合前提 各ケースの総合比較」でケース 3-2・ケース 4-2 の比較を行っています。「統合前提 各ケースの総合比較」2 から 3 ページ目に自治体 A との経営統合を行い水道料金差で起債を償還するプランを記しています。自治体 A の水道料金がどこまで変化するのか明確ではなく予想の水道料

金ですが、ケース 3-2 では 8 年間で償還できます。ケース 4-2 は 10 年間で償還できません。ケース 3-2 では「令和 26 年度に償還が終わり令和 27 年度から料金差を生む必要がなくなり自治体 A と同じ水道料金に移行する（注：自治体 A と事業統合する）」という形で、ケース 4-2 を選んだ場合は令和 18 年度で償還が終わり令和 19 年度から自治体 A と同じ水道料金に移行する（注：自治体 A と事業統合する）という形になっております。

（委員）

ありがとうございます。ケース 3-2・ケース 4-2 の方も説明してください。

（委員）

先にケース 1・ケース 2 の方を詰めて、後でよいかと思います。

（委員）

小規模な水道事業体がこのまま単独で経営していくことの課題が、ここに（注：「単独経営 各ケースの総合比較」1 ページ、「統合前提 各ケースの総合比較」1 ページ）書かれていない部分で様々な課題があるのだらうと思います。「規模が小さい事業体を残すことのリスク」や「分散していることのリスク」、「それが逆にメリットであることもあり得る」と思います。また職員の人数や中間市は高齢の職員が多いですので、そういった点もここには書いてないですが、検討しておくべき論点かなと思います。今日の説明では、単独での経営は変な言い方ですが「破綻は今の数値ではなさそうだ」というような印象を受けました。次に「単独で事業を行う場合」と「広域を進める場合」の比較になると思います。

（委員長）

この後ケース 3・ケース 4 の説明まで事務局にお願いしたいと思いますが、1 時間経ちましたので 10 分ほど換気もかねて休憩をとりたいと思います。17 時 40 分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

----- 休憩-----

（委員長）

それでは時間になりましたので、会議の方を再開いたします。
ケース 3-2・ケース 4-2 の説明もお願いしますが、その前にもう一度確認します。先ほどの単独経営の前提のケース 1-2・ケース 2-2 について質問等はよろしいですか。
それでは、事務局の方から残りのケース 3-2・ケース 4-2 の説明をお願いします。

(事務局)

ケース 3-2・ケース 4-2 の説明の前に、もう 1 度、ケース 1 からケース 4 の形態を説明をさせていただきます。(注：第 1 回委員会資料「第 1 回 資料編 図集」参照、注：ケース 3・ケース 4 は事業統合の前段階に経営統合を行う変更あり)

ケース 1 は

西部浄水場分の浄水処理能力を有する新浄水場を新設し西部浄水場を廃止する、のちに唐戸浄水場分の施設を新設浄水場内に増築する方法です。これは単独事業を継続するものです。

ケース 2 は

西部浄水場を廃止しそのエリアを自治体 A から受水します。のちに唐戸浄水場分の浄水場を西部浄水場跡地に新設し、そのエリアの自治体 A からの受水は終了するという方法です。最終的には中間市の単独事業に戻ります。

ケース 3 は

西部浄水場を廃止しそのエリアを自治体 A から受水し、唐戸浄水場を維持管理しながら概ね 15 年を経て、事業統合を目指すというものです。それが今回(注：今回委員会)から「まずは経営統合を行い」、「将来的に事業統合を行う」という方法に変更しました。

ケース 4 は

西部浄水場を改修せず、自治体 A からの受水も受けず、概ね 5 年を目安に経営統合を目指すというものです。ケース 3 に比べて早急に、自治体 A と同等レベルの管路更新率まで達する様に施設整備を行います。ケース 3 もケース 4 も最終的には経営統合を経て事業統合を行います。

それでは、本日お配りした資料「統合前提 各ケースの総合比較」のケース 3-2・ケース 4-2 の説明です。「統合前提 各ケースの総合比較」の 1 ページ目の左側に「安定した水の供給」、「安全でおいしい水の供給」、「災害に強い水道」これらは安全性を念頭においた項目です。その下に「親しみやすい水道事業」これは「給水サービスの向上」で基本的には「水道料金」について記しました。

「安定した水の供給」の一番上の「経年化施設率の低下」はケース 3、4 共に「○」の評価になっています。統合により基本的に中間市が管理する施設はなくなりますが、統合までの処置として「唐戸浄水場の浄水池、受変電設備の更新」は最低限必要です。ケース 3・ケース 4 に共通していますが「経年化施設率の低下」は浄水場が最終的に廃止するため、評価は「○」です。ただケース 3 は「ケース 4 があまりにも早く(注：令和 9 年度経営統合予定)自治体 A と経営統合を目指している」ため、少し間隔を緩めて単年度の投資額を緩くするために(注：経営統合までの準備期間を)15 年としています。ところがこの 15 年という数字ですが、どのケースにおいても「唐戸浄水場がいつ故障し断水してしまうか分からない」ために「唐戸浄水場の浄水池や受変電設備の更新は最低限必要」と記しています。

「経営の安定化」は財政シミュレーションによる料金の改定が必要です。ケース 3 に関しては「自治体 A から受水を行うため、受水単価の変動によって料金変動する」という不確定要素があります。ケース 4 では、最も早い形で経営統合という形態になります。しかし経営の安定化に関しては未知な部分（注：各ケース中で最も急激な水道料金の上下があるため水道料金改定に住民の賛同を得られるか不明瞭である）があるため、ケース 4 の評価は「×」と記しました。

「安全でおいしい水の供給」ですが、統合後は自治体 A と同等の水質が保障されるため評価は「○」と記しました。「水質管理体制の充実」においても、自治体 A と同等の水質が得られるため評価は「○」です。

「災害に強い水道」は、統合により基本的に中間市が管理すべき施設はなくなるため、ケース 3・ケース 4 とともに評価は「○」です。

「親しみやすい水道事業」とは水道料金のことですが、先ほどのケース 1-2・ケース 2-2 と同じように継続的な住民に対する周知や理解を得る努力が必要です。

「当面必要となる施設整備費」は、経営統合までに必要な費用としてケース 3 では「令和 4 年度から令和 18 年度間で浄水場関連に（削除）円」、ケース 4 では「令和 4 年度から令和 8 年度間で（削除）円」です。

「統合に向けた配管整備」とは自治体 A の配水管との接続費用のことです。どちらも基本的には同じ金額を挙げています。合計金額はケース 3 で（削除）円、ケース 4 では（削除）円です。その下が月 20 m³当りの平均水道料金です。令和元年度で中間市水道事業は 2,260 円ですが、ケース 3 では令和 18 年度では（削除）円となり、それ以降は（削除）円です。ケース 4 では令和 18 年度に（削除）円、令和 33 年度以降になると（削除）円になります。（注：「単独経営 各ケースの総合比較」、「統合前提 各ケースの総合比較」の 1 ページ目におおむね 15 年ごとの平均水道料金を記載。年度毎の平均水道料金は「単独経営 各ケースの総合比較」の 5 から 6 ページ、「統合前提 各ケースの総合比較」の 2 から 3 ページに記載）

（注：「単独経営 各ケースの総合比較」1 ページ目）ケース 1-2・ケース 2-2 に比べ令和 33 年度から令和 40 年度の水道料金は安くなっています。

その下にアンケート結果を記しています。（注：詳細は「中間市水道事業 水道利用者アンケート集計結果」参照）

「統合前提 各ケースの総合比較」の 2 ページから 3 ページ、特に 3 ページの最後に 40 年間で住民が支払う総支払水道料金を記しました。これでは、40 年間で住民の総支払金額は、ケース 3-2・ケース 4-2 がかなり有利になっています。この理由として「事業統合後は自治体 A の水道料金になるため」と考えられます。

詳細な財政シミュレーションの資料はつけていませんので、また別の機会があればご説明したいと思います。

(委員)

ありがとうございます。統合の場合の状況についてケース3・ケース4の説明をいただきました。

(委員)

資料を見させていただき、(注:「統合前提 各ケースの総合比較」の)1ページ目のケース3-2で水道料金のところが、ケース4-2の方は令和18年は赤書きで(削除)円と表されているが、ケース3-2の場合の(削除)円(注:ケース3-2の最高値)がどこにも記載されていない。「最高値でどこまで上がるのか」という値を記載していただきたい。

それから「料金改定の理解を得る必要がある」ということですが、令和40年までで比較するとこのようになると思います。しかし、料金値上げ幅を(削除)%未満などいろいろ条件をつけてシミュレーションしてきましたが、今回のシミュレーションの「(削除)円から(削除)円、(削除)円から(削除)円という値上げは住民の理解は得られないのではないか」と思います。

その辺も含めて我々も議論するということだと思います。

(事務局)

特にケース4-2で、「親しみやすい水道事業」「給水サービスの向上」「経営の安定化」のところもそうですが、評価「×」をつけています。「住民から見ると賛同できない項目ではないか」ということで評価「×」をつけました。よって、「ケース4-2はハードルが高い」と考えます。基本的な想定はケース3-2・ケース4-2は経営統合までの年数(注:経営統合までの施設整備等の準備期間)が違うだけです。なぜ年数が違うかというと、こういった評価「×」が出てきているため少しでも経営統合、事業統合までの期間を長くとり住民の負担を減らすためです。

(委員)

ありがとうございます。今までの案ですといろいろな視点はありますが、「市民の方が支払う水道料金の総額」や「割り返した形での料金表の設定」という観点からすると、「事務局としてはケース3が条件としては良いのではないか」というご意見でよろしいですか。

(事務局)

(注:住民の水道料金負担について)途中(注:事業統合後から)から自治体Aの料金になりますので令和40年度で住民からすると水道料金に関しては有利ではないかと思えます。(注:自治体Aとの事業統合後の)20年から30年後まで考慮すると(注:経

営統合時に比べ) 水道料金は下がります。しかし、事業統合前に急に水道料金が上がる時期があることから、「今は水道料金を値上げしてほしくない方」に対してはケース 3・ケース 4 はご理解していただくには多くの時間と説明努力が必要だと思っております。

(委員)

「統合前提 各ケースの総合比較」の 2 ページから 3 ページを見ると、一番高い水道料金が 1 ページ目に載っていないということですね。

(委員)

ケース 1 から 4 までの施設整備費で、「ケース 3-2・ケース 4-2 では統合に向けた配管整備は自治体 A との接続のため」という話でしたが、「統合に向けて老朽管更新の整備費は全く反映されていない」のでしょうか。

それと平均水道料金が、突発的に値上げしていますが水道料金算定方法を示されていると思いますが、「今後 30 年の必要経費を見て令和 3 年度から (削除) 円に押しなべていく」というような方法はできないのでしょうか。

もう 1 点、「浄水場関連の浄水池というのは配水池のことですか。浄水場の改修のことを意味している」ということですか。

(委員)

まずは「当面必要となる施設整備費の内容」と、『接続費用というのは、「統合に向けて自治体 A の耐震管への更新水準に合わせていく老朽管の整備費用」とどう関係があるか』という点と「水道料金については算定期間 4 年というのが一般的ですが、もっと長期的にみて均していくことはできるのか」というご質問ですね。

(事務局)

順番が逆になりますが、浄水池というのは「浄水場の中にある作った水を貯めておく大きな榊というかプールみたいな溜枘」です。

(委員)

ろ過池ではなく配水池ということですね。

(事務局)

「ろ過して作り上げた水を浄水場内に一時的に貯めておく施設」である浄水池のことです。そこから配水池へポンプを使って送り上げるというものです。中間市が抱えている施設で最も古い施設がこの浄水池です。「この施設の改修は必ず施工しなければならない」ということで挙げています。

もう1点、「自治体Aと同程度の配管整備が必要」ということで前回までにご説明していた配水管整備の更新をしなければなりません。統合に向けた配管整備費ということで(削除)円を計上しています。

改定率を平均的にということですが、こちら調整工夫等はあるかと思いますが、今回そこまで考慮をするに至っていません。

(委員)

会計のことは分かりませんが、通常は必要な費用があればそれに向けて利益を積んでおく、特別修繕引当金等を積んでおくのが一般的だと思います。中間市では利益処分はどのように処理しているのですか。

(事務局)

利益剰余金は建設改良積立金として取り扱っております。

(委員)

ありがとうございます。4条(注:資本的収支)の建設改良費に充てる財源に積んでいるということですね。

(委員)

今回の資料で先ほども申し上げましたが、前回までの資料では「ケース1・ケース2の優位性が目立っていた」がトータルで勘案したときに『「どちらかというともケース3-2・ケース4-2を比較するとケース3-2の方が現実的なイメージ」なので、相対的にケース3-2に優位性が出る』ような、逆にケース1-2の難しい部分が資料になっている感じがしました。ひとつ確認ですが、ケース3-2・ケース4-2と絡む話なので聞けなかったのですが、「単独経営 各ケースの総合比較」の7ページ目にあくまで参考資料ということで載せてあると思いますが、「EY新日本有限責任監査法人」の推計値ですが、どういう資料かわかりません。この資料によれば「中間市よりも自治体Aの方が改定水道料金の2040年度の推定値が高くなっている」のですが、この根拠はどういうふうに解釈されているのかお聞かせいただきたい。その理由は、「結局自治体Aと統合する場合のメリット・前提条件は最終的には水道料金は(削除)円になる」と想定していますが、この監査法人が推計では自治体Aの方が水道料金が高くなっている、これがもっともらしいものならば水道料金が(削除)円ですまないかもしれない。「この資料の(削除)円というのは信じていい数値なのか」というのが気になるところです。それが例えば(削除)円ですまなくて(削除)円になると、かなり前提条件が変わってきます。中間市は「監査法人が出した自治体Aの水道料金予測を妥当性があると考えているのか」という点をお伺いしたい。

(委員)

ケース 3-2・ケース 4-2 で、自治体 A の想定水道料金（削除）円という案が出ていましたが、その根拠にもつながりますね。経営統合を検討する際に相手側の料金の見込みが肝になるため、その根拠や見込みを、どのように考えているのかを教えてください。

(事務局)

新日本有限責任監査法人は「中間市より自治体 A の方が将来的には大きく値上げするのではないかと予測しています。中間市については、「22%くらいの水道料金値上げを行っている」という予測です。中間市が単独経営で施工しなければならない整備費を計算すると、実際水道料金改定率で（削除）%上げないといけません。どのように新日本有限責任監査法人が 22%という数値を試算したのか推測することは難しいと思います。ある程度の目安という形で記載している段階です。中間市だけをみるとだいぶ差異があり、自治体 A の方も差異が大きくなるのか逆に小さくなるのかはなかなか見づらい面があります。

(委員)

今のご質問は他の機関から参照した数値であり、不明点もあるでしょうが、「改定率の見込み方はどのようになっているのか」という推計の方法を教えてくださいということだと思います。（注：EY 新日本有限責任監査法人の）資料には、推計方法が記載されていると思いますので、まず事実として教えてください。

(事務局)

ここで細かく説明するのは、（注：資料がなく）できませんので、再度事務局で調べてお答えします。

(委員)

これは公開されている資料ですか。普通にインターネット等で閲覧できるものですか。

(事務局)

公表されているものです。

(委員)

では我々でも確認はできるということですね。おそらく全国の数字の推計だと思うので、かなりざっくりとしたシミュレーションだと思います。当然それを各事業体が自分

たちで実態を踏まえて試算すると、差異があるということはよくあることです。そうすると「ここで出ている数字がどこまで信用していいのか」という問題があるかもしれません。ここ数年の間で料金改定を実施したある程度の人口の事業体は、もともと中間市と同じで比較的安価な料金を長く保ってきたが、老朽化対策が迫られて水道料金を30%値上げするというケースがあります。「自治体 B など、もともと水源に恵まれ安価だった事業体の運営が厳しくなった」という話があります。値上げ率 30%は結構（注：インパクトが）大きいですが、30%という数値は多い印象をもっています。それが住民生活への影響を考えると厳しいと思いますが、実態としてあるということです。

（委員）

先ほどの料金の件ですが、自治体 B が統合したのは水道料金が 50%下がるというメリットがあり事業統合しました。「中間市水道事業の水道料金が削除）円代になる、それが統合することで将来（削除）円に下がります」であれば、住民の理解が得られると思います。しかし、ずっと値上げを行い 20 年後 30 年後の水道料金を我々が答えを出して（注：当委員会で作成して）、この数値をみてみなさんが納得するのかと、危惧があります。

（委員）

その場合はどこに焦点をあてて議論をするか、ということだと思います。

（事務局）

先ほど事務局の方から申し上げたように、ケース 3-2・ケース 4-2 は近い将来といっても 1、2 年後に事業統合を行うわけではありません。「なるべく早い段階で自治体 A と事業統合する」であれば多少の理解は得られると思います。しかし、「自治体 A と事業統合するまでの長期間にわたりかなりの料金値上げを維持するため、料金のハードルはケース 1-2・ケース 2-2 に比べると高いのではないかと思います。

（委員）

統合に向けた料金の問題などを解決するために、県や国の制度があれば教えていただきたい。

（委員）

「料金を下げるため」というのはなかなかないです。「しばらく統合前は格差を設け、統合後どういった料金でいけば経営が成り立つのか、を新たに決める」という方法だと思います。

(委員)

「広域化促進事業国庫補助」は、今はないのですか。

(委員)

国は交付金化していますが、広域化に対しても補助制度はあります。ただ要件がかなり厳しく「3以上の事業体での広域化」や「資本単価いくら以上」などの条件があり、すべてが対象になるわけではありません。

(委員)

「料金が安い事業体は余裕があるため、補助は出さなくていいだろう」というのが国のスタンスだと思います。

(委員長)

終了時間も近づいてきましたので今日のまとめに入りたいと思います。

事務局に資料作成をお願いして議論の前提となる資料は揃ってきたのかな、という印象です。それに基づき、ぼんやり結論が見えてきたという印象もあります。

(委員)

個人的な考えですが、「極端な案」というよりは「うまくバランスを取りながら他事業体の力も借りながらソフトランディングしていく」様な形態が今のところ望ましうだと印象を受けています。しかしまだ、解決しなければいけない課題はありそうだと思います。結論出すまでには、「ここはどうだろう、という点を確認しなければいけないところもある」と思っています。

(委員長)

そのあたりも踏まえて最後に事務局にご確認ですが、この委員会においては市長から諮問をいただいていますので、それに答申という形でお返事を書く形になろうかと思えます。

答申の作成方法ですが、「事務局としてどのような答申書のまとめ方を希望しているのか」ということ。「答申書に織り込むべき内容はどのようなことなのか」をあと2回程度の委員会で答申書を出すのであれば、「次回の段階で答申の骨子ができていないといけない」と思えます。そのあたりのスケジュール感を教えていただきたい。

もう1点、答申のまとめ方ですが「最終委員会でお答えしなければいけない」のか、「最終委員会の段階で概略が完成していればいいのか」ということで、事務局の案を教えてください。

(事務局)

今のご質問ですが、こちらの方でケースをいくつか用意をさせていただきました。「この順番（注：各ケースに序列）をつけていただきたい」と思っていますが、「少し優劣をつけながらもこのケースにはこういう点に留意してください」というような答申のまとめ方もあるのではないのか、と思います。それをあと2回ではっきり「このケースが一番優れている」というよりも、ぼんやりした形でも「これを選んだときはこんな問題点があります」という形で、一番良いケースがあれば最初に書いていただく形でもよいのではないかと考えております。

(委員長)

それを第5回の時に答申書として出すイメージですか。ある程度答申に書く内容を決定して、文言等については、「委員長と事務局に一任する形」にするのか、それとも「委員6名が揃った形」で文言の整理まで行い第5回委員会時に答申書を完成させるのか、そのあたりはいかがですか。

(事務局)

最後の第5回で成果品を完成させるのではなく、「文言でまとめていただき」、事務局で答申書案を作成後、もう一度委員の皆様を確認していただく方法で進んでいこうと思っております。

(委員長)

では、一般的には最後に答申書を出すイメージでしたが、そこまではなく結論というか根拠出しのような形で5回目にお出しすればよろしいという形ですね。事務局の方としてはそういうお考えだそうです。もう少し細かいところまで議論する時間はあると私自身は認識しましたので、次回ある程度このあたりが落としどころの結論をつけて、細かいところの根拠出しを5回目という形で進めていきたいと思っております。委員の先生方ご意見等ございますか。

では最後になりますが、先ほどの「監査法人による推計方法がどの程度根拠として使えそうなのか」という点で、いくつか課題になっていた点があったかと思っております。次回までに事務局に用意していただきたい資料、積み残しのご質問等があれば委員の先生方からお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

あとは合わせて私の方で進め方を事務局に確認させていただきましたが、進め方、議論のあり方等についてもご意見ご要望等があればお願いします。もしあれば事務局にメール等でご連絡ください。今回見通しとしては前述の形にしたいと思います。

議題の「その他」ですが、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

次回「第4回中間市水道事業あり方検討委員会」は9月28日(月)、16時30分から中間市役所別館3階で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

第5回の委員会開催の日時は、決定しましたらメール等でお知らせいたします。

(委員長)

委員のみなさまから「その他」ということで何かございますか。よろしいですか。みなさまのご協力をおもちゃして何とか今日の議事の方は完了できたかなと思います。それでは最後に事務局の方に司会をお戻しいたします。

(事務局)

本日はお忙しい中、ご足労いただきありがとうございます。これをもちまして第3回中間市水道事業あり方検討委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。